

## 大分県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則（案）の概要

### 1 件名

大分県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則（案）

### 2 改正の理由

情報公開等審査請求（※）について、更なる公正な審理手続の確保の観点から、「審理官」制度を適用するための所要の改正を行うもの。

（※）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報開示請求に対する不開示決定等及び大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）に基づく公文書公開請求に対する非公開決定等に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求

### 3 改正の内容

#### (1) 「審理官に関する規定の適用除外等」の規定の削除（第28条関係）

情報公開等審査請求については、現在、「審理官」制度の適用を除外しているが、更なる公正な審理手続の確保の観点から、適用除外に係る規定を削除し、「審理官」制度を適用することとする。

#### (2) 審理官の指名に係る人数要件の見直し（第3条関係）

前記(1)に伴い、現在の「2人以上」という審理官の指名に係る人数要件を削除し、必要に応じて「2人以上」又は「1人」の審理官を指名することとする。

#### (3) その他

所要の規定の整備を行う。

### 4 施行期日

公布の日

#### 【参考】 「審理官」制度

	情報公開等審査請求以外の審査請求	情報公開等審査請求
現 行	「2人以上」の審理官を指名 ※ 1人を「2人以上の審理官を代表する審理官」として、1人を「2人以上の審理官が行う事務を調整する審理官」として指定	適用除外（指名なし）
改正後	<p align="center"><b>「2人以上」又は「1人」の審理官を指名</b></p> ※ <b>2人以上の審理官を指名する場合</b> には、1人を「2人以上の審理官を代表する審理官」として、1人を「2人以上の審理官が行う事務を調整する審理官」として指定	

※ 「審理官」～大分県公安委員会（審査庁）に対する審査請求について、審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警察職員のうちから警察本部長が指名